



# 電話・オンラインによる 無料 法律相談のご案内

2021

3/31  
まで



日本司法支援センター  
**法テラス**

お問合せは  
法テラス  
サポートダイヤル

おなやみなし  
**0570-078374**

平日9時～21時 土曜9時～17時

「弁護士・司法書士も福祉の一部」です。  
コロナによる減収の解決は、給付金・貸付金ではありません。

## 【養育費編】



コロナによる休業  
一時無給状態に



シングルマザー  
養育費もなく生活困窮

給付金・貸付金



一時的に生活できても  
継続的な収入ないため、  
結局後で生活困窮に

【問題の先送り】

養育費請求は権利です。  
弁護士等の適時の介入により

- ・元夫に養育費を支払わせる
- ・任意に支払われない場合は  
預金や給与を差し押さえる  
ことができる場合があります。



法テラスの電話等  
無料法律相談



弁護士等による法的対応  
【問題の根本的解決へ】

ご利用方法は簡単です。

- ① 0570-078374 にお電話
  - ② オペレーターに、相談内容を伝えた上、  
法テラスの電話等無料法律相談の希望を伝える
  - ③ 地方事務所で、電話等無料法律相談ができるか  
どうか確認の上、相談ができる時は日時等を調整
- 無料相談ご利用には、  
収入・資産の基準があります。
  - 相談担当者の調整のため、  
電話等無料法律相談の実施まで  
お日にちをいただく場合があります。